

21監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成21年2月9日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	大	松	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 株式会社博多座（事務監査）
- (2) 財団法人福岡市体育協会（事務監査）
- (3) 財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査）
- (4) 財団法人福岡市下水道資源センター（事務監査）
- (5) 財団法人福岡市水道サービス公社（事務監査・工事監査）

2 財政援助団体監査

社団法人福岡市私立幼稚園連盟（事務監査）

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 株式会社博多座（事務監査）
- (2) 財団法人福岡市体育協会（事務監査）
- (3) 財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査）
- (4) 特定非営利活動法人NPOふくおか（事務監査）
- (5) F P A P・子ども文化コミュニティ共同事業体（事務監査）
- (6) 株式会社福岡市民ホールサービス（事務監査）
- (7) 福岡市雁の巣児童体育館管理運営委員会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 株式会社博多座

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区下川端町2番1号

イ 資本金 11億2,500万円(平成20年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成8年7月5日

エ 設立の目的 演劇の鑑賞と発表の場を提供することにより、福岡市における演劇文化の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与すること。

オ 事業内容 (ア) 演劇の興行

(イ) 劇場施設の維持・管理

(ウ) 食堂の経営および食品、清涼飲料水、酒類、書籍、玩具、

装身具，写真，たばこの販売

(エ) 演劇に関する情報の提供

(オ) 前各号に付帯し，または関連する一切の業務

カ 役員及び職員数 役員16人，職員34人(平成20年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記資本金のうち3億円(出資率26.7%)を出資している。また，博多座の指定管理者であることから，平成19年度に2億4,280万6,455円の管理料を支出している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は2人，兼務は2人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年10月から同20年10月まで

実施期間 平成20年9月2日から同年10月14日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人福岡市体育協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区薬院四丁目14番1号

イ 基本財産 1億1,827万円(平成20年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成3年9月6日

エ 設立の目的 福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り，もって，スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与すること。

オ 事業内容 (ア) 各種スポーツ・体育団体及び選手・指導者の育成指導に関すること

(イ) 各種スポーツ事業の実施及び援助に関すること

(ウ) 国際スポーツ交流の推進に関すること

(エ) スポーツに関する調査・研究及び広報の実施に関すること

(オ) その他目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員22人，職員13人(平成20年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち6,000万円(出資率50.7%)を出資している。また，運営事業費の助成として平成19年度に5,310万6,432円の補助金を交付している。また，福岡市九電記念体育館の指定管理者であることから，平成19年度に5,889万411円の管理料を支出している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は2人，兼務は3人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年1月から同20年9月まで

実施期間 平成20年9月2日から同20年10月9日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，下記のとおり，注意，改善を要する事項等が見受けられた。

適正な会計経理事務を行うよう注意を求めるもの

公益法人は，公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら，平成16年度監査において指摘した固定資産の事務処理について改善措置が講じられていなかったものをはじめ，基本的な会計経理事務を誤っている事例が見受けられた。適正な会計経理事務を行うよう注意されたい。

ア 固定資産について，経理規程に定めておらず，財務諸表に計上していなかった。

イ 平成19年度決算において財産目録を法人全体について作成していなかった。

ウ 一般会計及び福岡市九電記念体育館特別会計で発生した共通する費用について，適正な基準によりそれぞれの会計区分に配賦しなければならないが，合理的

な配賦基準を定めることなく、同特別会計から一般会計へ繰り出しを行っていた。
エ 平成18年度決算事務において現金を受領していながら、未収金として計上し、基本的な会計事務を誤っていた。

3 財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区石城町2番1号

イ 基本財産 2億円(平成20年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和54年10月1日

エ 設立の目的 国際友好親善の促進につとめ、福岡市及び周辺の産業、貿易及び文化の振興を図り、もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに、住民福祉の向上に寄与すること。

オ 事業内容 (ア) 国際・国内会議、内外見本市・展示会並びに文化、スポーツ等各種催事の開催又は開催協力に関する事業
(イ) 貿易情報資料の収集、提供等に関する事業
(ウ) 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業
(エ) その他目的達成に必要な事業

カ 役員及び職員数 役員12人、職員25人(平成20年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億8,500万円(出資率92.5%)を出資している。また、福岡国際会議場及び国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として、平成19年度に8億9,845万5,156円の補助金を交付するとともに、マリンメッセ福岡屋根修繕業務の委託を行い、その委託料総額は2,216万1,300円となっている。また、福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡の指定管理者に指定している。

上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は15人、兼務は3人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年9月から同20年9月まで

実施期間 平成20年9月4日から同年9月30日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 財団法人福岡市下水道資源センター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市西区大字太郎丸805番地の1

イ 基本財産 2億円(平成20年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成6年2月28日

エ 設立の目的 下水道事業により発生する汚泥等下水道資源の有効利用の推進に関する事業を行い、もって市民の快適で住みよい生活環境づくりと自然環境の保全に寄与すること。

オ 事業内容 (ア) 下水道資源の利用に係る調査・研究に関する事業
(イ) 下水道資源の利用に係る知識の普及及び啓発に関する事業
(ウ) 下水道資源の有効利用の促進に関する事業
(エ) その他センターの目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員9人、職員5人(平成20年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、福岡市はコンポスト工場運転管理業務の委託を行い、その委託料総額は平成19年度において、2億9万3,449円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4人、兼務は9人である。

- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成16年9月から同20年9月まで
実施期間 平成20年9月4日から同年9月19日まで

- (4) 監査の結果
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

5 財団法人福岡市水道サービス公社

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
イ 基本財産 1,500万円(平成20年6月30日現在)
ウ 設立年月日 昭和60年9月26日
エ 設立の目的 節水型都市づくりに対する市民の意識の啓発及び水道利用者に対する便益増進等の事業を行い, もって福岡市水道事業の健全な発展と公共の福祉に寄与すること。
オ 事業内容 (ア) 節水思想の普及高揚に関すること
(イ) 給水装置の適正管理等に係る調査, 指導及び広報・広聴に関すること
(ウ) 水源地域振興に対する協力に関すること
(エ) 福岡市から委託を受けて行う料金の徴収業務, 水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関すること
(オ) 水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の定期検査業務
(カ) 福岡市の配水管整備計画外における給水管の合理的先行布設及び維持管理に関すること
(キ) その他サービス公社の目的を達成するために必要な事業
カ 役員及び職員数 役員10人, 職員334人(平成20年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は, 上記基本財産のうち1,000万円(出資率66.7%)を出資している。また, 総額2,000万円を限度とする貸付金について損失補償を行っている。また, 配水施設等維持管理業務等の委託を行い, その委託料総額は平成19年度において39億4,825万245円となっている。

なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は180人, 兼務は6人である。

- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成18年10月から同20年10月まで
実施期間 平成20年9月3日から同年10月10日まで
(工事監査)対象期間 平成18年6月から同20年5月まで
実施期間 平成20年8月1日から同年10月27日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果, 下記のとおり, 注意, 改善を要する事項等が見受けられた。
施工管理において, 次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
平成18年度「漏水発生給水管取替単価契約請負工事N0.1」

(契約金額5,374万2,666円)

本工事においては既存給水管を撤去することにより金属類が発生する。本工事の特記仕様書では, 発生材の処理について, 資源の有効利用に努めるとともに適正に廃材処理を行ったかどうか分かる処理施設への搬入証明書等の提出を求めている。

る。しかし、その搬入証明書等が監督員に提出されておらず、また搬入写真もないことから、資源の有効利用について確認ができないものとなっていた。撤去品の取扱いについては特段の注意が必要である。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(給水管理課)

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社団法人福岡市私立幼稚園連盟

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区西新七丁目 13 番 1 号

イ 設立年月日 昭和 30 年 4 月 19 日

ウ 設立の目的 幼児教育の重要性に鑑み、私立幼稚園の公的役割と公共性を高め文部科学省が定める教育課程並びに設置基準をもとに、教育内容の向上と施設設備の改善充実をはかり、もって市民が要請する幼児教育の振興に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 幼稚園教育に関する調査及び研究
(イ) 私立幼稚園の経営・管理に関する調査研究
(ウ) 私立幼稚園教職員の資質の向上及び福利厚生に関する事項
(エ) 私立幼稚園の振興に関する援助
(オ) 幼稚園教育の向上を図るために必要なる連絡及び協議
(官庁等諸団体)
(カ) 会員相互の親睦を図り幼児教育の普及発展への寄与
(キ) その他必要な事項

オ 役員及び職員数 理事(会長) 1 人, 理事(副会長) 2 人, 理事 13 人, 監事 2 人
(平成 20 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、私立幼稚園運営費等の助成として平成 19 年度に 7 億 3,338 万 5,400 円の補助金を交付するとともに、私立幼稚園振興資金として 8 億 9,420 万 8,500 円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年9月から同20年9月まで

実施期間 平成20年9月8日から同年9月26日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 福岡市私立幼稚園運営費補助金の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

私立幼稚園運営の一部補助に当たっては、本市の「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」並びに当連盟の「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付規則」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら、平成 19 年度「福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

本補助金については、その原資が全額本市からの補助金で賄われていることを踏まえ、補助金の交付が公平公正なものとなるよう、交付基準を明確にするとともに、補助申請の内容や金額の算定が関係規則等に適合することを確認したうえで交付されたい。

(ア) 交付先団体(私立幼稚園)からの申請書を受理する前に、補助金の半額を交付していた。

(イ) 現に教務にたずさわっていない産休及び育休職員を補助対象として、補助金を交付していた。

イ 福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付に当たっては、「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」及び「福岡市私立幼稚園振興資金貸付規則」等に則り、貸付の目的に従って公平かつ適正に行う必要がある。しかしながら、平成19年度「私立幼稚園振興資金貸付金(経営安定資金)」の貸付事務において、申請書類(決算書及び予算書)に多額の繰越金や有価証券の購入を計上しているもの並びに繰越金額等を記載しておらず正確な経営状況を把握できないものに対し、貸付の必要性を十分確認しないまま貸付を行っていた。

本貸付金については、その原資が全額本市からの貸付金で賄われていることを踏まえ、申請内容の審査を適正に行い、貸付先の経営状況が関係規則等に適合することを確認したうえで貸付けられたい。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 株式会社博多座

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区下川端町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

博多座

ア 所在地	福岡市博多区下川端町
イ 指定期間	平成18年4月1日から同21年3月31日まで
ウ 所管局	市民局
エ 施設内容	施設面積 敷地面積5,927㎡, 劇場専有面積16,101㎡ 施設内容 舞台, 客席(最大1,490席), 楽屋, リハーサル室, 練習室, チケット売場, エントランスホール, ロビー, 事務室, 会議室等

オ 開設年月日 平成11年6月3日

カ その他 利用料金制の導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において2億4,280万6,455円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年10月まで

実施期間 平成20年9月2日から同年10月14日まで

なお、平成17年10月から同18年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。

(5) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

公の施設の修繕業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

公の施設の管理業務については、本市との協定に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、平成19年度「博多座の修繕に係る実施協定書」に基

づく業務において不適切な事務が見受けられた。本市との協定や、指定管理者が自ら契約に係る基準を定めるなど、適正な事務手続を行うよう注意されたい。

ア 平成19年度の実施協定書に基づき行った定期修繕業務について当初委託額を超えて修繕業務を行ったにもかかわらず、事前に書面による協議がなされていなかった。

イ 契約規程が未整備であることから、工期や保証期間の記載のない請書を作成し、契約書に代えていた。

2 財団法人福岡市体育協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区薬院四丁目14番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市九電記念体育館

ア 所在地 福岡市中央区薬院四丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設面積 敷地面積 17,437㎡, 延床面積 6,613.83㎡
施設内容 競技場, 舞台, 観客席(固定1,992席, 立見380席),
弓道場, 駐車場等

オ 開設年月日 平成15年8月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において5,889万411円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年9月まで

実施期間 平成20年9月2日から同年9月22日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区石城町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市コンベンション施設

ア 所在地

(ア) 福岡国際会議場

福岡市博多区石城町

(イ) マリンメッセ福岡

福岡市博多区沖浜町

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 経済振興局

エ 施設内容

(ア) 福岡国際会議場

施設面積 延床面積 24,885.36㎡

施設内容 多目的ホール, メーンホール, 国際会議室, 中会議室8室, 小会議室10室, レストラン, 連絡通路, 駐車場等

(イ) マリンメッセ福岡

施設面積 延床面積 40,631㎡

施設内容 多目的展示室, サブアリーナ, 大会議室, 中会議室4室, レストラン, 売店, エキシビジョンパーク, 交通広場, 通路, 駐車場等

オ 開設年月日

(ア) 福岡国際会議場 平成15年3月3日

(イ) マリンメッセ福岡 平成7年8月24日

カ その他 利用料金制の導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理運営業務は利用料金収入により行っており、管理料はない。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年9月から同20年9月まで

実施期間 平成20年9月4日から同年9月30日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 特定非営利活動法人NPOふくおか

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名二丁目11番22号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市NPO・ボランティア交流センター

ア 所在地 福岡市中央区大名二丁目(福岡市立青年センター5階)

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建の5階部分(区分所有)

施設面積 専有延床面積 380.46㎡

施設設備 5階フロアー(エレベーター、階段部を除く)及び屋上屋外空調機

オ 開設年月日 平成14年10月6日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において2,998万7,800円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年10月まで

実施期間 平成20年9月24日から同年10月3日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 FPAP・子ども文化コミュニティ共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区新和町二丁目2番5号501

(2) 監査に係る公の施設

福岡市大橋音楽・演劇練習場

ア 所在地 福岡市南区大橋一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設規模 鉄骨平屋建て

施設面積 建築面積 1,015.39㎡, 床面積 1,010.79㎡

施設内容 大練習室1室(342㎡), 中練習室1室(116㎡), 小練習室3室(28㎡×2室, 26㎡×1室), コミュニティプレイス, 大道具室, 楽屋(2室), 倉庫

オ 開館年月日 平成17年3月28日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において1,807万1,000円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年10月まで

実施期間 平成20年10月9日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

6 株式会社福岡市民ホールサービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神五丁目1番23号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市民会館

ア 所在地 福岡市中央区天神五丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 市民局

エ 施設内容 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建て
施設面積 敷地面積 10,552㎡, 延床面積 9,255㎡
施設内容 ホール(1,770席), 小ホール(354席), 練習室A(99㎡),
練習室B(65㎡), 練習室C(186㎡), 練習室D(45㎡)

オ 開館年月日 昭和38年10月25日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において1億9,545万4,371円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年10月まで

実施期間 平成20年10月6日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

7 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

(1) 主たる事務所の所在地 福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立雁の巣児童体育館

ア 所在地 福岡市東区雁の巣一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 教育委員会

エ 施設内容 施設規模 軽量鉄骨平屋建
施設面積 敷地面積 842.16㎡, 延床面積 427.23㎡
施設内容 体育館, 更衣室, 事務室, 倉庫他

オ 開設年月日 昭和46年4月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において434万4,000円となっている。

- (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
 (事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年10月まで
 実施期間 平成20年10月3日から同年10月7日まで
- (5) 監査の結果
 監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

別表

財団法人福岡市水道サービス公社 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
配水管等修理単価契約請負工事B	当初 186,375,000 円 変更 165,352,032 円	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
漏水発生給水管取替単価契約請負工事 NO. 1	当初 52,920,000 円 変更 53,742,666 円	平成18年4月1日から 平成19年3月15日まで
メーター取替等単価契約請負工事 NO. 1	当初 56,175,000 円 変更 55,330,427 円	平成18年4月1日から 平成19年3月25日まで
漏水発生給水管修理単価契約請負工事	当初 84,000,000 円 変更 90,389,521 円	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
鉛製給水管更新調査等業務委託(単価契約)	当初 21,420,000 円 変更 21,784,824 円	平成18年4月1日から 平成19年3月15日まで
水質保全洗管業務委託 NO. 2	18,795,000 円	平成18年9月12日から 平成19年3月15日まで